

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年1月10日	令和8年1月23日	<p>天王寺区の公開決定（令和7年12月25日付大天企総第92号）で公開された</p> <p>予算事業別調書（令和7年度） ・SDGsの理解の促進を意識した区政情報の発信 ・地域活動協議会への財政的支援</p> <p>には、「区の様々な取組に関する情報が区役所から届いていると感じる区民の割合」、「地域活動協議会の活動を知っている区民の割合」と記載されています。</p> <p>まず、「区政に関する区民アンケート」の結果が「区民の割合」を表すものであることの根拠が示された文書を公開してください。</p> <p>次に、この文書は「『区政に関する区民アンケート』の結果を『施策を進めるうえでの参考資料として役立てている』具体的事例が分かる文書」として公開されたものです。</p> <p>天王寺区はこの公開請求で「根拠がわかる文書」として請求については不存在による非公開決定（令和7年12月25日付大天企総第93号）とし、不存在理由として、</p> <p>当区において、市民局が取りまとめている「区政に関する区民アンケート」によって取得したデータは、母集団の代表になっているとは必ずしも言えないということを認識したうえで、必要に応じて様々な関連情報を合わせて、施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用しているが、『「区政に関する区民アンケート」の結果を役立てることができていると判断する根拠が分かる文書』については、当該公文書をそもそも作成又は取得しておらず、実際に存在しないため。</p> <p>としています。</p> <p>しかし、「施策・事業を進めるうえでの総合的な判断を行う際に活用している」と言う以上、そのような活用が可能であると判断した根拠がないはずはなく、また、その根拠が示された文書が存在しないはずはありません。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p> <p>なお、この不存在決定の理由付記には、情報公開条例解釈、運用の手引きにある「なぜ作成または取得していないのか」に相当する記載は全くありません。この手引きには「説明責任を果たす観点から」とあり、文書不存在であっても「『区政に関する区民アンケート』の結果を役立てることができていると判断する根拠」を説明する上で問題がないということを不存在理由で示す必要があるはずですが、不存在とするのであれば、この点に関する十分な記載も求めます。</p>	不存在	号	天王寺区役所	企画総務課 (事業戦略室)